

2016年4月19日

待機児童の解消に向けた緊急提言(案)
～「質の確保」と「量の拡大」の両立により、
「子どものための保育」を実現する～

民進党

民進党は、「子どもが第一」の視点に立ったとき、待機児童の解消にあたっては、保育の「質の確保」と「量の拡大」の両立を追求し、「子どものための保育」を実現する姿勢が何より大切であると考えます。

国が責任を果たさぬまま、保育の質を落として供給量を拡大し、自治体や保育士・事業主に過剰な責任を負担させ、その結果、子どもの安全を現状より高いリスクにさらすことはあってはならない。

子ども・子育て支援、待機児童問題については、政府の縦割り行政を排し、司令塔を一元化して推進すべきであり、社会保障・税の一体改革の一環として始まった子ども・子育て支援制度を着実に推進することを求める。

民進党は、子どもが保育所に入所できず、仕事を辞めざるを得ないほどの窮地に立たされている保護者の声と真摯に向き合い、待機児童問題を根本的に見直すとともに、下記のとおり保育行政を担う市町村を国が積極的に支援すべく、以下の緊急提言を行う。

1) 隠された待機児童を含めた実態を把握し、市町村ごとに情報公開

厚生労働省は、2015年4月時点の待機児童数を23,167人と発表している。しかし、この表向きの待機児童数とは別に、認可保育所申請が不承認で自治体認証の保育所への入所、保護者が求職活動中、育児休業中の場合など、「隠された待機児童」が60,208人もいることが分かった。このように隠された待機児童を含めた数を市町村ごとに公表し、国は全国統一の基準で集計・公表する。

2) 保育士等の処遇改善

保育において何よりも大事なものは、子どもの命を預かり、人格形成に重要な時期に適切な対応ができる保育人材の確保である。しかし、保育士の賃金は全産業平均と

比べて月11万円余りも低く、保育士の人手不足に拍車をかけている。現実に保育士不足が原因で受入れ人数を制限したり、開園時期を遅らせたりしている保育所が多数あり、保育士の処遇改善により、保育の質を確保した上で、保育所受け入れ児童数を増やすことが待機児童緊急対策の王道である。

わが党は、保育士等の給与を平均して一人あたり月額5万円引き上げるための助成金を支給する「保育士等処遇改善法案」を既に提出しており、早期成立を目指す。

3) 長時間労働の抑制で子どもが親と過ごす時間を確保

多くの保護者が、親子で過ごす時間を大切にするとともに、専門職に期待する保育があり、子どもの月齢や年齢に応じて、両方のバランスを取りながら育てたいと感じている。男女を問わず、住む場所にかかわらず、育児休業の取得促進、在宅勤務、育児中の短時間勤務等の仕事と子育ての両立を支援する働き方を促進する。

また、自営業や新たな起業等にかかる人達の出産や育児の支援も強化する。

さらに、子どもが保護者と過ごせる時間を確保するため、労働時間規制を強化し、始業から24時間を経過するまでに一定時間以上の継続した休息時間の付与を義務付けるインターバル規制を導入する「長時間労働規制法案」を制定する。

4) 安易な人員配置、面積基準の緩和は容認せず、子どもの安全、保育の質を確保

子どもの安全と良質な保育環境を守るため、国の保育士の人員配置基準、子ども一人あたりの面積基準を堅持し、さらに、自治体が独自に定めている上乗せ基準を尊重する。

5) 縦割り行政をなくし、子どものための保育所開設の促進、運営者の負担軽減

①子どもの安全、保育の質の確保に影響のない要件の緩和

小規模保育所の設置にあたり、条例により大人が車いすで利用できる多目的トイレの設置が義務付けられたり、自宅で保育ママが保育する場合も消防署からスプリンクラーが必要と指摘されたりするケースがある。人員配置や面積基準など子どもの安全や保育の質の確保に影響のない規制については、厚生労働省だけでなく、国土交通省、消防庁など省庁横断的に見直す。

②保育所に活用できる土地・建物の掘り起し

今までも保育所不足の解消のため、学校の空き教室や公共施設を利用してきたが、縦割り行政を排し、公有地・公的施設をさらに活用していく必要がある。政府や都道府県に、国有地・国有施設を含め、保育所に転用できる場所の候補をリスト化し、市区町村への情報公開を求める。

また、土地や所有物件を保育所に活用とする者に対するインセンティブとして、保育所等に活用される土地等の標準課税の減額を含め、税負担を軽減する措置について検討する。さらに、大規模集合住宅の建設にあたっては、事業者等と連携しつつ、人口増等による保育需要を想定した保育所整備、子育てのしやすい都市計画、街づくりを進める。

③ 保育所に対して近隣住民を含めた社会の理解が前進するための施策

保育所と近隣住民との双方向の理解が進むために、より積極的な行政の対応を求めるとともに、その仲裁を行う第三者機関の設置等を検討する。

また、ドイツの「子ども施設の騒音への特権付与法」等を参考に、「子どもの声、音」に対する社会の理解を前進させるとともに、事業者の訴訟リスクの低減を図る法制度を検討する。

以上